

議会運営委員会 会議録

=====
日 時 令和6年6月18日（火曜日）
午前9時00分開会、午前11時30分閉会
場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 議長挨拶
 - 4 協議事項
 - (1) 一般質問における不穏当な姿勢の是正を求める要望書について
 - (2) 発言訂正・発言取消について
 - (3) その他
 - 5 閉 会
-

出席委員（7名）

委員長	吉田	千鶴子
副委員長	目黒	英一
委 員	小坂	博
委 員	勝田	達也
委 員	矢口	勝雄
委 員	田中	義法
委 員	菅井	歩美

欠席委員（0名）

その他出席した者

議 長	島岡	宏明
副議長	鈴木	一彦

事務局職員出席者

局 長	櫻井	良哉
次 長	元川	宏
次長補佐	小野	聡
主 査	津久井	麻美子
主 幹	高橋	陽平

主 事 古宮 英剛

傍聴者（0名）

○吉田委員長 おはようございます。ただ今より議会運営委員会を開会いたします。傍聴はありますか。

(「ありません」との声あり)

○吉田委員長 では、議長から御挨拶願います。

○島岡議長 おはようございます。予算決算委員会のある中で、早朝よりお越しいただきまして、誠にありがとうございます。今回の議会運営委員会は、先日の古沢議員の発言に対して、皆さんにお諮りしていただきたいところでございます。議会としての、品位の尊重や議長の権限、政治倫理基準等々、議会基本条例に基づきまして、この議会を進めていくわけですが、それがうまくいかないときは皆さんにお諮りして、今回のようにやっていきたいと考えておりますので、今後ともよろしく申し上げます。慎重審議をよろしく願いいたします。

○吉田委員長 それでは早速協議事項に入ります。協議事項1一般質問における不穏当な姿勢の是正を求める要望書について、協議をお願いします。事務局より説明をお願いいたします。

○元川事務局次長 こちら資料1ページにございますとおり、去る6月10日の本会議における古沢議員の一般質問での発言等に対しまして、6月12日付で郁政会会長及び公明党土浦市議団団長の連名により、不穏当な姿勢の是正を求める要望書の提出がございました。要望する是正事項は2点ございまして、会議規則に定める質問の範囲を超えた発言や、特定の協議会への中傷、執行部に対する不適切な表現などの不穏当な姿勢により、土浦市議会議員の品位、秩序を乱したと思われるため、誹謗中傷などの不穏当な発言の取消しを求めるものというのが1点目。2点目につきましては補助資料として議場内で投影された資料は実在のものではなく、今後の計画に支障を来たす可能性があるものと考えため、議場内補助資料等用ディスプレイ運用基準の見直しを求めるというものでございます。恐れ入ります、資料の2ページをお願いいたします。なおこちら本件に関連いたしまして6月12日、ただ今の要望書が提出される前、同日にはなるんですけども、提出される前に、議長より、古沢議員に対しましてこちらの資料に基づき、条例及び規則の定めによる品位を重んじること、また議事進行については、法の規定に基づき、議長の指示に従うこと。加えまして規則の定めにより、会議中の議事に関係のないタブレットの閲覧を厳に慎むよう厳重注意をしておりますことを申し上げさせていただきます。資料の方1ページにお戻りいただきまして、まず要望事項の1点目でございます、誹謗中傷などを不穏当な発言の取り消しについてでございますが、こちらに関しまして、6月14日に古沢議員御本人より、議長に対し、本会議での一般質問における発言の一部について、発言の訂正申出書及び取消申出書の提出がございました。その内容や対応等につきましては、本日の次の協議事項(2)発言の訂正取消申出書について、御協議をお願いしたいと存じますが、この点まずお諮りしたいと存じます。

○吉田委員長 ただ今説明がございました。委員の皆様から要望書の件、そしてまた進め方について、御意見ございましたら発言をお願い申し上げます。

○小坂委員 要望書の件なんですけども、郁政会会長、公明党土浦議団団長平石さん連

名で出していただいておりますので。この点については議長の方も重く受けとめられたことと思います。実質的にですねお答えとして、古沢議員の方からも訂正なりということで、なおかつ謝罪ということで、なおかつ議長の方が嚴重注意ということで具体的にある程度ここに書いてありますんで、当然やはりその議会の秩序というか、議長の指示にも従わなかったこと、これはもう事実ありますので、そのことについて、こういったことをやっていただくということは、大変適切だろうと思います。ですから今回のこの一連の形について私は妥当かなと思っておりますので、このように進めさせていただければ。委員長には、よろしく願いいたします。

○**勝田委員** まず要望書が郁政会と公明党市議団から出してございまして、その中の内容が、誹謗中傷の不適當、発言の取り消しということがあります。二つありますけど。それと古沢議員から出てるその発言の訂正というようなことは整合性がありますので、要望書と本人の申し出というか、これも一致しておりますので、妥当な進め方なのかなというふうには感じてます。

○**吉田委員長** ありがとうございます。その他ございますか。また、皆さん、今の小坂委員、そしてまた勝田委員のお話がありました。それについてというか、その他でも結構ですし、また同じ思いであれば、またその辺を。

○**矢口委員** 私も今のお2人と、概ね一緒でございます。今回のこの要望書に関しては、二つあるうちの1番目はそういうことでよろしいんではないかと思っております。2番の方は具体、詳細なルールづくりですのでこちらの方はきっちりと皆さんでお話し合いをして、この場での結論出すべきではないかなと思っています。

○**田中委員** 郁政会さんと公明党さんからの分に対してはいいと思うんですけど、まだ古沢さんのその取り消しの部分で、議長への謝罪とか、議長が制止したにもかかわらず、全然聞かないで、それをしゃべったことに対しての謝罪はないような感じなんで。

○**吉田委員長** その点についてはこれからですね、取り上げていきますのでまず、今元川次長から説明がありました、誹謗中傷などの不穩当な発言の取り消しについて、このことについて、この後、協議をしていくんですけども、というそういうお話ですので。

○**田中委員** そしたら一応10日の日に発言して、その日にも多分周りからも言われたと思うんですけど、12日に郁政会さんと公明党さんが出して、14日っていうところで、本人の反省があるのかないのかっていうのをちょっと確認はしたんですけど、本人しかわからないと思いますので、その辺本人の反省の後のこういうことであればよろしいかなと思います。

○**吉田委員長** 議長すいません。今田中委員さんの方から嚴重注意をされた時にですね、その本人の御様子とか、何か今とてもそこが気になっているという状況がありますので、何か。気がついた点。

○**島岡議長** ここに至るまでの流れを局長から。

○**吉田委員長** 先ほどお話をいただいたんですが、御本人の様子をですね嚴重注意をされた時の反省があったのかという田中議員さんが仰っておられたので。はい。局長の方からお話しますか。

○櫻井議会事務局長 すいません。議長の方がですね、こちらの嚴重注意の文書を読み上げ、古沢議員の方は真摯に受けとめておりました。それでもって、今回の件に対しては申しわけないということはお話しておりました。ですので、議長に対して謝罪とかそこまではそういう言葉を発しておりませんでした、申し訳ないということだけは言っておりました。以上でございます。

○島岡議長 事務局としては、私からの要請で、議事録を急ぎで作ってくれということで、議事録がないと何を言ったんだかわからないということがございましたので、議事録を起こすのを大至急やっただきました。発言訂正申出書もありましたけど、そのあとに、議会運営委員会が、これは議会からの委嘱じゃなくて何だっけ。議会から委嘱だよ。委嘱をされて議会運営委員会をお開きになっていただいたと思うんですけど私いなかった14日ですかね。議案について間に合いませんでしたので、終わった夕方までに議事録が立ち上がりました。その議事録を見て、再度精査させていただき、発言に対して精査させていただき、海老原会長と公明党の平石団長をお呼びさせていただきました、こういうふうな作業に入っていきたいということで、1個1個精査して、それに対して、どこがおかしいかを見極めさせていただきました。その次の段階で、古沢議員をお呼びいたしまして、この文章、文章、文章、こういうところが、この議会としての品位を下げたりいろいろ、そういう部分ですよということを申し送りしましたところ、こんなこと言っちゃったのか、大変申し訳ないということで、本人から謝罪の言葉がございました。それを受けて、発言の訂正取り消しを、議会運営委員会の方にさせていただきたいということで、委員長に来ていただきまして、この旨を話しまして、今回に至っておることを申しつけさせていただきます。

○吉田委員長 ありがとうございます。ただ今議長からもお話をいただきました。それでは、皆さんの御意見も出尽くしたようでございます。今回のこの要望書、一般質問における不穏当な姿勢の是正を求める要望書。郁政会そして公明党市議団からそれぞれ会派の会長・団長から出ているという要望書でございます。真摯に受けとめながら、私ももしっかり精査をしながら取り進めていきたいというふうに思います。まずは、ただ今ございました、誹謗中傷など、不穏当な発言の取り消しについては、この後の協議において事務局より報告するというところで、皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 異議なしと認めます。では続いて2点目の議場内補助資料等をディスプレイ運用基準の見直しについて協議をお願いします。事務局より説明をお願いします。

○元川事務局次長 要望事項の2点目でございます。議場内、補助資料投影ディスプレイ運用基準の見直し。こちらについてでございますが、こちらに関しましては事務局案といたしまして、今後、先進事例等もあるかと存じますので、そちらを参考にしながら、こちらの議会運営委員会にて協議を進めて、次回の9月の定例会までには、決定してまいりたいということで考えておりますが、いかがでしょうか。御協議をお願いいたします。

○吉田委員長 ただ今事務局案が示されましたけれども、ディスプレイに関しましては、

ただ今の次長の説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

○矢口委員 今回の示された資料が問題あったっていうのは共通の認識だと思っておりますが、一方で、今回の資料をまるっきり禁止してしまってよかったのかなという思いもあります。というのは、試案として示して、その上で、これは私の私案なんだけど、これに対してどう思うかというような問いかけであれば、何ら問題なかったのではないかなというところも感じるんで、そこら辺の、今回何が問題であったかっていうところの議論を今してもよろしいのではないかなと思ってるんですが。ルールづくりの前に。

○吉田委員長 なるほどね。ディスプレイに関して、ディスプレイは今回問題点だったかということ。

○矢口委員 はい。その認識のないままルールづくりってのは非常に難しいんじゃないかなと。

○吉田委員長 その点については、改めてディスプレイの時にですね、その文言についてしっかり精査をして、何が、ディスプレイに関して問題だったのかという観点、これが一番おっしゃるとおりだと思います。そこが例えば自分の思いで作ってしまったもの等々あるかと思えます。その辺はディスプレイに関しての時に、質疑応答しっかりしながらですね、精査をしていくということが、今矢口委員がおっしゃったことは、最もだと思いますし、またその点について、そうでないと一つ一つこうやっていかないとですね、あれとこれと非常に複雑化してしまうということもございますので、その点、御了承いただければありがたいなと私は思う次第でございます。

○矢口委員 委員長のおっしゃるとおりでよろしいかと思えます。

○吉田委員長 ありがとうございます。それでは議場内補助資料投影用ディスプレイ運用基準の見直しについては、9月議会までに全国の先進事例を参考にした上で決定していくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 異議なしと認めます。それでは、今後協議をしていくことといたします。次に、協議事項2 発言の訂正、発言の取消しについて協議をお願いを申し上げます。これは古沢議員から議長へですね、6月10日の本会議での一般質問における発言の一部について、発言の訂正申出書発言の取り消し申出書の提出があったものでございます。事務局から説明をお願いいたします。

○元川事務局次長 資料のほうは、資料2をお開きいただければと存じます。まず6月14日に古沢議員より提出がございました発言訂正申出書につきましては、資料2の1ページが申出書、次のページ2ページ別紙に訂正申出書の内容が別紙となって、添付されてございます。また、同じく併せて提出がございました発言取り消し申出書につきましては、資料の3ページ、こちらが申出書。取り消しの内容については次の4ページの別紙に記載のとおりとなっております。本件につきましては土浦市議会会議規則第65条の規定に基づきまして、最終日、20日の全員協議会で報告の上、発言の訂正につきましては議長の許可による訂正、発言の取消しにつきましては議場にて許可を行うこととしたいと存じます。説明は以上でございます。御協議をお願いいたします。

○吉田委員長 ありがとうございます。今説明がございました発言の訂正申出書を。そして、2点目の発言取消し申出書。まずは訂正の申出書のほうからですね、皆さんから御意見をいただきたいと思えます。元川次長すいません。訂正ということについての決まり、そういったことがありますでしょうか。

○元川事務局次長 はい。ルールといいますか、先ほど引用させていただいた会議規則の第65条の中で規定がございます。許可権限については発言の取消しは、議会の許可が必要ということ。今議題となっております訂正については議長の許可を得た上で訂正することができるという規定になっております。それで、ただ発言の訂正につきましては、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできないというような、大前提の規定がございますので、そこまで変えることはできないというので、字句の訂正というような規定がございます。以上でございます。

○吉田委員長 ありがとうございます。私どもも一般質問の際に、精査をしてくださいということで、事務局からいただくわけでございますが、その際にも、発言の趣旨、そこについて変えることはできないという、そういう規定でございますね。発言の主旨を変えてはならないという、そういう会議規則65条に、そのように書かれているということでございますので、その点を踏まえまして、ただ今4点にわたり、発言訂正の申出書が出ておりますけれども、これについて御意見ございますでしょうか。

○小坂委員 訂正ということですから、字句の訂正ということで主旨はそのまま当然です。取消しというのはよりはっきりしてるはずですが、個人名とか、完全に何て言うかね。そういう、あまり好ましくない団体とか、そういうことが出た場合とかそういうことのように認識はしておるんですが、大体こういう感じでいいと思えますが、取消し申出書、そして発言訂正申出書ということでやっていますが、事務局の方にちょっと取消の場合とどこがどう違うのかっていうことで、ちょっとだけ説明お願いしたいと思えます。中身については別にございませんので。はい。

○元川事務局次長 ただ今の御質問を訂正と取り消しの違いという部分で、訂正の部分、要望書の方にもございました執行部への中傷に当たるようなものとか、そういった部分で字句のみ訂正すれば、趣旨は変わらず成り立つような部分ということで、今回出てきているもの。取消しにつきましてはその部分全体がもう要望書にございました。特定の協議会とか、そういったものをに対するふさわしくない発言ですとか、そういった部分を全体それをもう取消してという部分。そして、先ほど申し上げましたとおりの訂正については、趣旨まで変えることはできないというような形で想定しております。取り消しにつきましても、発言を取り消してしまうと、執行部との答弁がやりとりが成り立たない部分もございますので、そこまでやってしまうと、一般質問のやりとりが、かみ合わないような形になってしまうことも想定されますので、その辺も議員御本人から出てきた申出書を1回ちょっと事務局の方でここを取り消してそのやりとりが成り立つかどうかという視点を踏まえて、1度はちょっと内容の確認させていただいてるような状況でございます。以上でございます。

○小坂委員 一言だけ。すいません。これは訂正はあくまでも議長の裁量ですよ。

○元川事務局次長 はい。

○吉田委員長 議長の裁量ということで確認をさせていただきました。さてこの後ですね、各委員、・常任委員会の読み合わせが9時半から入っている状況がございます。そうしますと。次長、ただ今大変これからとても重要なところになります。皆さんから訂正の意見、あるいは取り消しについて、様々意見があるかもしれません。その辺とても大事なので、一度ここです、大変申し訳ないんですがこの後予定がずっと詰まっておりますので、時間帯としては終わってからということですのでよろしいですかね。はい。広報広聴委員会が終わってからですね。そうしますと。最後、広報広聴委員会がございますので、それが終わってからですね、引き続きこの議論を進めていきたいと存じますので、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 それではそのように取り計らわせていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。それでは一旦、暫時休憩といたします。よろしく願いいたします。

【休憩：午前9時27分】

【再開：午前11時00分】

○吉田委員長 議会運営委員会を再開いたします。それでは協議事項2の発言の訂正、発言の取り消しについての協議を行いたいと存じます。先ほど途中となりました。まず発言の訂正についてですね皆様から再度御意見があればお伺いしたいと存じます。これです、よろしいということであれば、そのように取り計らっていききたいかなというふうに思うところでございます。

○勝田委員 訂正の方は、議長の裁量でやるということですから、議長の裁量によってなされたものを、私たちは見ているということですよ。

○吉田委員長 そうです。

○勝田委員 そのとおりなので私それでよろしいかな。

○吉田委員長 今の勝田委員の確認ということでよろしいでしょうか。議長の裁量ということでこの訂正に関しましては、この申出書を受け入れるということで、よろしく願いしたいと存じます。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 それでは、はい。ありがとうございます。次にですね、発言の取り消しについてですね、次のところの発言の取消しの申出書について、お目通しを願います。皆さんどこだかよくわかりましたでしょうかね確認をしていただいたかと思うんですが、ちなみにですね、私ちょっと調べました。まず一番はページ2ページにございます。前文のところですね。これちょっと読み上げることはできません。もう皆さんが承知しているという段階でございます。ただどこなのかなということがもしかしたら、たくさん飛んでおりますので、まずページ2ページのところですね。真ん中の古沢議員のページ2ページの質問のところですね、中段のところでございます。そして次が2番目でございますが、これはページ3のところの、古沢議員の上から5行目でございますね。次の

3番目は3ページの古沢議員の下から2番目の質問のところでございますが、古沢議員の質疑、質問の1番目と、3番目ということになっています。次がですね。4点目でございますが、8ページになりますね。4点目は、8ページの古沢議員の上の段の質疑のところの11行目になりますね。そして5番目のところはですね。5番目が古沢議員の下から3段、3、三つ目のうち、そうですね三つ目の質問の4行目からになっています。ページ8ページですね。はい。そして最後が、6番目ですが、これは10ページでございます。10ページの古沢議員の一番上の質疑のところの1行目のということでございます。

○矢口委員 発言取り消し申し出者の5番のアンダーラインがついてる部分と、会議録の言葉遣いが違うんでこれどちらが正しいかを御確認いただきたいと思う。言葉言えないところがちょっと説明しにくいのですが。

○吉田委員長 5番目のところが云々かんぬん、1段目は合っているのかな、これ。番目は、何々の件は、うん。ここまであってるね。ここが全然違うんだよね。そうそうそう。5番目の発言取り消しの文言と、前文いただいているものとの、違うんです。内容が。はい。局長、桜井局長、これはどちらがどう。

○櫻井議会事務局長 おっしゃるとおり言ってるように聞こえてきて、そして、それなものですから、取り消し申出書の方はそのように記載ということは、文字起こしの段階のものは、全部掲載のものではないんですね、こちらが正しいという。今回の発言取り消しの申出書が正しい5番ということですね。

○吉田委員長 今回の発言取り消しの申出書が正しい5番ということですね。

○櫻井議会事務局長 はい。

○吉田委員長 そこが違うと困りますので。それでは、今、当面はこの取消し申し出書をとということで考えておくということで、この中にももしかしたら1字1句間違っていないとはちょっとなかなか難しいけれども、今の段階ではこういうことですよというこちらを考えていくということでよろしいですかね。そういった中で、先ほどございました。発言取消申出書。このことについて何か御意見がございましたらお伺いしたいと存じます。御意見を伺って、この後ですね、御本人に、事務局の方から出た御意見はしっかりと伝えていただくという、20日の全員協議会前に伝えていただくという。そういう運びとしたいと思っておりますので。忌憚のない御意見、はい。

○勝田委員 事務局の方に質問させていただきます。発言取消申出書の方のですね。別紙に関しては、これ見ますと古沢さんがお作りになって提出したというふうに見えるんですが、これはそうなんですか事務局でここを指摘して作成したんですか。それとも古沢さんが自発的にこれを作成されたんですか。それちょっと教えてください。

○元川事務局次長 こちらのほうは先ほど今までの経緯でも御案内があったかと思うんですけども、御本人と何度か議長と局長も交えて、お話しした中で、ここはどうなんだ、ここはどうなんだということで、御本人にお話をした上で、それに該当をする箇所について別紙ということで、まとめたものが御本人、議員から提出されているような形でございます。

うことを覚えていただきたいなど。嚴重注意を発言をした次の日には、お呼びして、嚴重注意書をお渡ししましたという、それがあってのこれです。

○矢口委員 今勝田議員がおっしゃったその趣旨は私も同じ思いです。手続き上の話をすると、この後、全員協議会で、御本人の弁明があるわけですね。謝罪。それを、お伺いして最終的に本会議で発言の取り消しが行われるということなんで、まずは御本人でいらっしゃらないところで、御本人の意思が、確認できないですから、やはり全員協議会で御本人の言葉を聞いてみたいなどというところが、今日この場でのこの本人の意向の部分ではないかなと私は思ってます。

○小坂委員 一連のこれは流れの中ですね、議長のほうから、嚴重注意を受けて、なおかつ内容を精査した結果として、やはり訂正ということになりまして、本人も、謝罪をするのかどうかちょっと私も聞いてないんですけど、そういう形になるということであれば、一つとしてはこれはある程度、何て言うんだらう、終わりの方に近づいてるのかなということだと思います。実は私も以前に取り消し等をやりまして、全員協議会で謝罪をした経緯がございます。やはり発言というのはですね、とても重いものでございまして、そのことについて本人が私も、私も、もう要するに思っていたことと違う趣旨で発言をしてるんだけど、結局それは駄目だということなんで。本人は弁明ではなくて、これはそのまま受け入れていただいて、謝罪というのはこれが一つの議会の流れでございまして。ですから、言い訳は通じないよと、謝りますというそういうことなんだらうと思ってます。そうすると、いろいろ細かいところはありますが、議長としての御判断もあるのか、あるいは、議会運営委員会としての判断でもあるんじゃないかなというふうに、私も自分のこと出して恐縮なんですけど、そう思いますんでよろしく願いいたします。

○吉田委員長 貴重な御意見本当にありがとうございます。意見もほぼ出尽くしてきた状況かなというふうに存じます。私もこの発言訂正、あるいは取消しの申出書。これはこのまま粛々と古沢議員がこのことを上げてきたということで、今回の要望書の誹謗中傷などの不穏当な発言の取消しということで、これが該当するとか、そういうことだらうなというふうに思います。ただ、私は意見として申し上げたいと思います。それは古沢さんに20日までにこのことを伝えていただきたいと思うのですが、議長のほうから本人に、もう本当に嚴重注意、どんな思いであったかというふうに、議長もそういう思いを抱きながら、御本人に伝えていただいたということで御ざいます。議長からありました議員本人への嚴重注意を重く受け止めていただきたいと。まずは、そのことを伝えていただきたい。そしてまた、要望書の土浦市議会議員の品位、秩序を乱したと思われるとの一文も重く受けとめていただきたいと存じます。今回このような訂正あるいは文言の取り消しという、前代未聞の案件でございまして。意見として私は申し述べたいと、そのように思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。皆様からの言葉の中にも、そうした端々があったかなというふうに私は感じている1人でございまして、よろしくお願ひしたいと存じます。それではこのことにつきまして、事務局から説明がありましたように、最終日の全員協議会で報告した上で、発言の取消しについては、議

場にて許可を行うということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 皆様よろしいですかそういう流れでということ。ありがとうございます。それでは20日の全員協議会で報告した上で、本議会本会議にて、発言の取消し許可を行います。その他、何かございますか。ここ確認をしたほうがいいってことですかね。発言取り消しを本会議場で行うと、そういう流れになります。はじめに、全員協議会で訂正と、それから、今の発言取り消し、この二つを行って謝罪が出るものと思います。その上で、本会議場では、発言の取り消しについて、このことを、議長に諮ってそこで行うということになります。先ほどですね、田中議員さん、すいません。先ほどの文言のところを訂正が必要かなというふうに思いますので、こちらのほうで文言の訂正については、お預かりして訂正をさせていただければなというふうに思いますので、発言の取り消し部分ということで、お名前が出たり、そういったところございますので。はい。すいません。お預かりして文言の訂正をさせていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。それでは本日の資料で、各議員に非公表とするものはございますか。

○元川事務局次長 ございません。

○吉田委員長 なければ、すべての資料を公表とさせていただきます。

○吉田委員長 それでは、以上を持ちまして議会運営委員会を閉会します。お疲れ様でした。